

## 船舶事故調査報告書

令和4年1月12日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年4月11日 11時20分ごろ
発生場所	広島県福山市横島 <sup>よこ</sup> 西方沖 百貫島 <sup>ひゃっかん</sup> 灯台から真方位338° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.0′ 東経133° 15.6′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、釣りの準備で漂流中、転覆した。 ミニボートは、操縦者が落水して溺死し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和3年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 3m未満、不詳 ガソリン機関、1.5kW未満、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 58歳 小型船舶操縦免許証等 不詳 同乗者 41歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、操縦者1人及び知人1人（以下「同乗者」という。）が乗り、釣りの目的で、令和3年4月11日06時00分ごろ、福山市当木島沖の釣り場に向けて福山市横島横山海岸の砂浜を出発した。 本船は、当木島沖の釣り場に到着して操縦者及び同乗者が釣りを行ったが、釣れなくなったので横島釜戸 <sup>かまど</sup> 岬北西沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に移動し、船外機を止めて漂流した。 本船は、操縦者が船尾中央の席で、同乗者が船首中央の席で釣りの

	<p>準備を行った後、操縦者及び同乗者が釣りを始めようと席に腰を掛けた状態で同時に右舷側に移動した際、船体が右舷側に傾斜して転覆するとともに操縦者及び同乗者が海に投げ出された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船の船底に掴まりながら泳いでいたところ、本船が沈み始めたので掴まった手を離し、操縦者が、浮いていたクーラーボックスに掴まり、同乗者が、早く救助を求めないといけないと思い、操縦者にクーラーボックスに掴まりながら仰向けの状態で待っていてほしい旨を伝え、泳いで付近の釜戸岬の海岸を目指した。</p> <p>同乗者は、釜戸岬の海岸に着いた後、付近の総合リゾート施設へ向かう途中、釣り人に救助要請を依頼し、釣り人が携帯電話で118番に救助要請を行った。</p> <p>操縦者は、来援した巡視艇により救助されたものの、意識がなく、心肺停止状態であることが確認された後、救急隊に引き継がれ、救急車で尾道市内の病院に搬送されたものの、令和3年4月11日13時03分に死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者は、フローティングベストを着用していた。また、携帯電話を所持していたが、本船が転覆して投げ出された際、落水して救助を求めることができなかった。</p> <p>本船は、和船型ミニボートであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件釣り場において、漂泊中、操縦者及び同乗者が、釣りを始めようと席に腰を掛けた状態で同時に右舷側に移動した際、重心が右舷側に偏ったことから、右舷側に急激に傾斜して操縦者及び同乗者が投げ出されると同時に転覆したものと考えられる。</p> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件釣り場において、漂泊中、操縦者及び同乗者が、釣りを始めようと席に腰を掛けた状態で同時に右舷側に移動した際、重心が右舷側に偏ったため、右舷側に急激に傾斜して操縦者及び同乗者が投げ出されると同時に転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が偏らないよう乗船者は注意すること。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・乗船者は、不測の事態に備えて携帯電話を防水パックに入れて常に携行し、陸上との連絡手段を確保しておくこと。</li><li>・サイドフロートを装着することが望ましい。</li><li>・乗船者は、救命胴衣等を着用すること。</li></ul> |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

